

3月末・4月初めの土曜・日曜日に 市役所本庁を開庁します



3月下旬から4月上旬にかけては、転入・転出の手続き等で窓口がたいへん混み合います。混雑緩和と待ち時間短縮のため、以下の土曜・日曜日に市役所本庁で窓口業務を行いますので、ご利用ください。

開庁日時 3月30日(土)・31日(日) / 4月6日(土)・7日(日) 8:30~17:15

業 務 内 容	担 当 課
市民課窓口業務全般 ▷住民異動届、各種戸籍に関する届出（届出の内容により、当日処理できない場合があります）、印鑑登録、各種証明書交付事務等 ▷マイナンバーカード関係業務、電子証明書関係業務（インターネット回線の混雑状況により当日処理できない場合があります）	市 民 課 内線2312
国民健康保険関係、後期高齢者医療関係 転入、転出に係る資格取得・喪失	国保年金課 内線2348
家庭ごみ収集カレンダーの配布および分別の説明 斎場使用許可交付業務	環境対策課 内線2361
健(検)診、予防接種に関すること	健康推進課 内線2376
児童手当、子ども医療、ひとり親医療、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子宝祝金、母子健康手帳の交付、認定こども園・保育所・幼稚園に関すること （届出の内容により、当日処理できない場合があります）	子育て支援課 内線2482

「戸籍の証明書の請求」が便利になります！

3月1日から、本籍地以外の市町村窓口でも戸籍全部事項証明書等の交付請求ができるようになります。これにより、当市に本籍がない方でも市民課窓口で戸籍全部事項証明書等を請求することができます。

請求できるようになる証明書の種類

- ▷戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ▷除籍全部事項証明書（除籍謄本）

請求ができる方

- ▷本人、配偶者
- ▷父母、祖父母などの直系尊属
- ▷子、孫などの直系卑属



注意事項

- ▷戸籍証明書等を請求できる方が窓口にお越しになって請求する必要があります。
- * 郵送や代理人による請求はできません。

- ▷窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。
- ▷一部事項証明書、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。
- ▷コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP



問い合わせ先…市民課 内線2319